令和８年（フ）第６２５号
横浜市南区大橋町２丁目27番地２　ポートハイム弘明寺第五103
破産者　三品美奈子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９９０号
東京都練馬区平和台３丁目17番17―208号
破産者　譚　　建澎（ＴＡＮ　ＪＩＡＮＰＥＮＧ）
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０４５号
横浜市保土ケ谷区上星川２丁目25番41号　樋口ハイツ101号
破産者　菅野　昌典
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２３２号
横浜市神奈川区立町６番地５　ロワール東白楽303号
破産者　中村　彩花
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２１６号
富山県中新川郡上市町三日市10番地　プランソレイユＡ棟101号
破産者　ＺＥＮＩＴＨ　ＦＩＴＮＥＳＳ　こと　島倉直樹
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２１９号
富山市呉羽町3024番地１、前住所富山市緑町一丁目３番19号、富山市東田地方町一丁目５番52―803号　アパガーデンプレイス富山
破産者　ＨＭＬＡＢＯ．こと　犬嶋　美都
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７２号
京都市東山区三条通東大路西入一丁目下る長光町652番地　市営住宅12棟405
破産者　寺尾　拓真
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第８４号
広島県大竹市黒川３丁目３－１ヴィラナリー大竹ＬＫ－１　302号室（開始決定時の住所山口県岩国市装束町一丁目３番11号）
破産者　彦坂　有亮
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第１０号
熊本県山鹿市古閑1081番地12　１号室
破産者　小田　浩之
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第８７号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2982番地
破産者　河野　晃久
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和５年（フ）第７２号
岩手県二戸市仁左平字舘原25番地２
破産者　関　　正彦
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第２２号
宮城県登米市迫町北方字船越76番地
破産者　鈴木　三男
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和７年（フ）第２２１号
鹿児島県姶良市鍋倉1539番地３　鍋倉戸建、開始決定時の住所鹿児島市坂之上１丁目45番28号
破産者　西田　希人
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第４３８号
鹿児島市郡元１丁目14番11号　英徳ハイツ101号
破産者　上玉利　栄徳
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２０９７号
札幌市白石区東札幌２条４丁目５番10―201号
破産者　坂本　雅史
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１号
栃木県小山市神鳥谷１丁目８番22号
破産者　奈須　和子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第２０８３号
さいたま市浦和区大東２丁目13番１号　ルラール浦和403号
破産者　齋藤　厚徳
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係